



2021年11月22日

各 位

会社名 ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード：2453 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 若月 光博
(TEL：052-212-9908)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行すること及び本年12月24日開催予定の当社第25回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に監査等委員会への移行に必要な所要の変更等を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。その他、上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を別紙のとおり改めたいと存じます。

なお、本定款変更は本定時総会終結の時に効力が生じるものといたします。

以 上

別紙（定款変更の内容）

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>総 則</p>	<p>第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条～第 3 条 （条文省略）</p>	<p>第 1 条～第 3 条 （現行どおり）</p>
<p>（機 関）</p>	<p>（機 関）</p>
<p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査役</u></p> <p>（3）<u>監査役会</u></p> <p>（4）<u>会計監査人</u></p>	<p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（3）<u>会計監査人</u></p>
<p>第 5 条～第 9 条 （条文省略）</p>	<p>第 5 条～第 9 条 （現行どおり）</p>
<p><u>（自己の株式の取得）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第 1 0 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p>	
<p>第 1 1 条～第 1 9 条 （条文省略）</p>	<p>第 1 0 条～第 1 8 条 （現行どおり）</p>
<p>（員 数）</p>	<p>（員 数）</p>
<p>第 2 0 条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1 9 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、8 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>（選任方法）</p>	<p>（選任方法）</p>
<p>第 2 1 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p>	<p>第 2 0 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p>

<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長、取締役会長各1名及び専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長、取締役会長各1名及び専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 (条文省略)

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によ

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 (現行どおり)

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と

<p>って定める。</p>	<p>を<u>区別して</u>、株主総会の決議によ</p>
<p>って定める。</p>	<p>って定める。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があると</p>	

<p><u>きは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)

<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査役)</u></p>
	<p>第 3 1 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p>第 3 2 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
	<p>第 3 3 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
	<p>第 3 4 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>

	<p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、2021 年 12 月 24 日開催の第 25 回定時株主総会終結前の同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
--	--